

衛生推進者養成講習会のご案内

労働安全衛生法第20条～第25条により、事業主には上記の対策を講じ、事業場及び作業場の安全衛生管理に努めることが義務づけられています。

また、これらの措置を円滑に遂行するため、とりわけ常時10人以上50人未満の労働者を使用する

- ◆林業 ◆電気業 ◆熱供給業 ◆各種商品卸売業 ◆製造業（物の加工業を含む）
- ◆鉱業 ◆ガス業 ◆燃料小売業 ◆各種商品小売業 ◆家具・建具・じゅう器等卸売業
- ◆建設業 ◆水道業 ◆ゴルフ場業 ◆自動車整備業
- ◆運送業 ◆通信業 ◆清掃業 ◆旅館業

上記以外の事業場には「衛生推進者」を選任するよう省令が発令されています。

選任の条件として「労働基準局長が定める講演会を修了した者」が挙げられていますので、当協会では下記の要領で「衛生推進者養成講習」を開催、事業者の皆様をバックアップ致します。

この機会をぜひご利用いただき、ともに労災ゼロ環境を構築していきましょう。

記

1. 開催日 2024年05月29日(水) (受付8:40～)
2. 開催場所 リーパスプラザこが(古賀市中央公民館) 古賀市中央2-1 3-1
3. 受講料 10,780円 (受講料 9,680円 + テキスト代 1,100円)
4. 受講内容及び時間割

	講 習 科 目	時 間
	作業環境管理及び作業管理	(2H)
	健康の保持増進対策	(1H) 9:10
	安全衛生教育	(1H) ~
	関係法令	(1H) 15:15
	修了証交付	

※教科目は講師の都合で順序が変更になる場合があります。

5. 申込方法
 受講申請
 - ・お電話にて定員の空き状況を確認のうえ、先にご予約願います。
 - ・「衛生推進者養成講習申込書」に必要事項を記入・押印のうえ、①～②を講習会の3週間前までに当協会まで郵送若しくはご持参下さい。
 - ①証明写真1枚(横2.4cm×縦3.0cm、上三分身無帽、無背景・申込前6ヶ月以内のもの) カラーコピー等は不可 ※申込書に貼付
 - ②自動車運転免許証のコピー、又は個人番号が記載されていない住民票

送付先 〒811-3101 古賀市天神1-9-12
 福岡東労働基準協会 (TEL 092-943-0321)

振込先 受講料は下記の指定口座へ受講日の10日前迄にお振り込み下さい。

福岡銀行	古賀支店	(振込手数料は受講者負担でお願いします)
普通預金	口座番号	1722090
名義	公益社団法人	福岡県労働基準協会連合会福岡東支部

【ご注意】

- ◆受講票は、FAXで送信致します。1週間前迄に届かない場合はお問合せ下さい。
- ◆キャンセル料の取扱いは別紙「養成講習申込み取消の取り扱い基準」の通りとします。
- ◆受講申請書に記入頂いた氏名・生年月日・住所・連絡先等の個人情報につきましては、講習会の目的以外での利用は致しませんのでご了承下さい。
- ◆日程・会場については、都合により変更・取消しすることもあります。

(公社) 福岡県労働基準協会連合会福岡東支部

福岡東労働基準協会

〒811-3101 福岡県古賀市天神1-9-12

TEL・FAX 092-943-0321

養成講習申込み取消の取り扱い基準

キャンセル(申込み取消)の日		キャンセル料(ご入金より差し引き)
講習開始日より起算して	1) 10日以上前(営業時間内)のキャンセル	受講者1名につき1,100円を申し受けます
	2) 9日前から前日(営業時間内)のキャンセル	受講者1名につきご入金の50%を申し受けます
	3) 当日のキャンセル及び無連絡欠席、遅刻、早退	受講者1名につきご入金の100%を申し受けます
<p>注1) 講習開始日前のキャンセル受付は営業日の営業時間内にお電話いただいたものに限ります。当方の休業日や営業時間外のFAX等によるご連絡ではキャンセル受付となりません。</p> <p>注2) ご返金の手続きには送金先確認のため「返金依頼書」を提出いただきます。</p> <p>注3) 日程の変更は1回限り、ご入金を引き継いで受講いただけます。ただし日程変更後のキャンセルはご入金の100%をキャンセル料として申し受けます。</p> <p>注4) 途中欠席(遅刻、早退)は日程変更にあたりません。</p>		